

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則 平成19年4月1日規則第55号 改正 平成21年9月30日規則第80号 (中略) 令和7年11月28日規則第125号 <u>令和8年8月31日規則第80号</u> 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則 目次から第10条 現行のとおり (整備基準及び集合住宅整備基準) 第11条 第1項から第5項 現行のとおり 6 特定公共的施設(建築物に限る。)又は集合住宅の改修(増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更(用途を変更して特定公共的施設又は集合住宅にする場合に限る。)をいう。以下この項、第13条第1項第1号及び第14条において同じ。)をする場合(条例第14条(条例第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出を行う場合に限る。)の別表第2から別表第13までの規定の適用は、次に掲げる部分(第2号、第4号又は第6号の経路が2以上ある場合にあっては、いずれか1の経路に係る部分)に限るものとする。 (1) 当該改修に係る部分 (2) 道等(道又は公園、広場その他の空地をいう。以下同じ。)から前号に掲げる部分にある利用居室等(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室その他の室をいう。以下この条において同じ。)、集合住宅の各住戸又はホテル若しくは旅館(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する	○世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則 平成19年4月1日規則第55号 改正 平成21年9月30日規則第80号 (中略) 令和7年11月28日規則第125号 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則 目次から第10条 略 (整備基準及び集合住宅整備基準) 第11条 第1項から第5項 略 6 特定公共的施設(建築物に限る。)又は集合住宅の改修(増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更(用途を変更して特定公共的施設又は集合住宅にする場合に限る。)をいう。以下この項、第13条第1項第1号及び第14条において同じ。)をする場合(条例第14条(条例第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出を行う場合に限る。)の別表第2から別表第13までの規定の適用は、次に掲げる部分(第2号、第4号又は第6号の経路が2以上ある場合にあっては、いずれか1の経路に係る部分)に限るものとする。 (1) 当該改修に係る部分 (2) 道等(道又は公園、広場その他の空地をいう。以下同じ。)から前号に掲げる部分にある利用居室等(不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室その他の室をいう。以下この条において同じ。)、集合住宅の各住戸又はホテル若しくは旅館(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する

改正後	改正前
法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。別表第3の15の項において同じ。）であって、その用途に供する部分の床面積が1,000平方メートル以上のものにおける車椅子使用者用客室（車椅子使用者（車椅子を利用している者をいう。以下同じ。）が円滑に利用できる客室をいう。以下同じ。）以外の各客室（以下「一般客室」という。）までの経路（当該利用居室等に別表第2の18の項及び別表第3の16の項に定める観覧席及び客席がある場合にあつては、それらの出入口と車椅子使用者用部分（車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして、別表第2の18の項（1）イ及び別表第3の16の項（1）イに掲げる基準に適合する場所をいう。以下同じ。）との間の経路（以下「車椅子使用者用経路」という。）を含む。）を構成する出入口、廊下等（廊下その他これに類するものをいう。以下同じ。）、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 （3） 不特定<u>かつ</u>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所 （4） 第1号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便房（車椅子使用者が円滑に利用することができる便房をいう。以下同じ。）（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの経路（当該利用居室等に別表第2の18の項及び別表第3の16の項に定める観覧席及び客席がある場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 （5） 不特定<u>かつ</u>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場	する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。別表第3の15の項において同じ。）であって、その用途に供する部分の床面積が1,000平方メートル以上のものにおける車椅子使用者用客室（車椅子使用者（車椅子を利用している者をいう。以下同じ。）が円滑に利用できる客室をいう。以下同じ。）以外の各客室（以下「一般客室」という。）までの経路（当該利用居室等に別表第2の18の項及び別表第3の16の項に定める観覧席及び客席がある場合にあつては、それらの出入口と車椅子使用者用部分（車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして、別表第2の18の項（1）イ及び別表第3の16の項（1）イに掲げる基準に適合する場所をいう。以下同じ。）との間の経路（以下「車椅子使用者用経路」という。）を含む。）を構成する出入口、廊下等（廊下その他これに類するものをいう。以下同じ。）、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 （3） 不特定<u>若しくは</u>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所 （4） 第1号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便房（車椅子使用者が円滑に利用することができる便房をいう。以下同じ。）（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの経路（当該利用居室等に別表第2の18の項及び別表第3の16の項に定める観覧席及び客席がある場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 （5） 不特定<u>若しくは</u>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

改正後	改正前
(6) 車椅子使用者用駐車施設（車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。）（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）又は一般客室までの経路（当該利用居室等に別表第2の18の項及び別表第3の16の項に定める観覧席及び客席がある場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 7 別表第1の1の部及び2の部に定める特定公共的施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第19号に規定する特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第1号に規定する公立小学校等を除く。）その他これに類する施設を除く。）については、前項並びに別表第3及び別表第4中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」と読み替えて適用する。 8 集合住宅又はその敷地に多数の者が共同で利用する集会室等の利用居室等、車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用駐車施設を設ける場合の集合住宅については、別表第2及び別表第3の規定（移動等円滑化経路等に係るものに限る。）を準用する。この場合において、別表第3中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」と読み替えるものとする。 9 前項の場合において、別表第2及び別表第3の規定（移動等円滑化経路等に係るものに限る。）の適用を受ける特定経路等（別表第12の1の項第1号及び別表第13の1の項第1号に規定する経路をいう。）となるべき経路又はその一部については、別表第12及び別表第13の規定は適用しない。	(6) 車椅子使用者用駐車施設（車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。）（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）又は一般客室までの経路（当該利用居室等に別表第2の18の項及び別表第3の16の項に定める観覧席及び客席がある場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 7 別表第1の1の部及び2の部に定める特定公共的施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第19号に規定する特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第1号に規定する公立小学校等を除く。）その他これに類する施設を除く。）については、前項及び別表第2中「不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」と読み替えて適用する。 8 集合住宅又はその敷地に多数の者が共同で利用する集会室等の利用居室等、車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用駐車施設を設ける場合の集合住宅については、別表第2の規定（移動等円滑化経路等に係るものに限る。）を準用する。この場合において、「不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」と読み替えるものとする。 9 前項の場合において、別表第2の規定（移動等円滑化経路等に係るものに限る。）の適用を受ける特定経路等（別表第12の1の項第1号に規定する経路をいう。）となるべき経路又はその一部については、別表第12の規定は適用しない。

改正後	改正前																								
第11条第10項から第23条 現行のとおり <u>附 則（令和 8 年 8 月 31 日規則第80号）</u> <u>1 この規則は、令和 8 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。</u> <u>2 この規則による改正後の世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の規定は、施行日以後に行われる世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例（平成19年 3 月世田谷区条例第27号）第14条の規定による届出（以下「条例の規定による届出」という。）に係る同条例第 2 条第 2 号に規定する生活環境の整備（以下「生活環境の整備」という。）について適用し、施行日前に行われた条例の規定による届出に係る生活環境の整備については、なお従前の例による。</u> 別表第 1（第 3 条、第 4 条関係） 1 建築物 現行のとおり 2 小規模建築物 現行のとおり 3 道路 現行のとおり 3 の 2 特定道路 現行のとおり 4 公園 現行のとおり 5 公共交通施設 現行のとおり 6 路外駐車場 現行のとおり 備考 現行のとおり 別表第 2 建築物に関する整備基準（第11条関係） <table> <tr> <th>整備項目</th><th>整備基準</th></tr> <tr> <td>1 移動等円滑化経路等</td><td>現行のとおり</td></tr> <tr> <td>2 出入口</td><td>現行のとおり</td></tr> <tr> <td>3 廊下等</td><td>現行のとおり</td></tr> <tr> <td>4 階段</td><td>現行のとおり</td></tr> <tr> <td>5 階段に代</td><td>現行のとおり</td></tr> </table>	整備項目	整備基準	1 移動等円滑化経路等	現行のとおり	2 出入口	現行のとおり	3 廊下等	現行のとおり	4 階段	現行のとおり	5 階段に代	現行のとおり	第11条第10項から第23条 略 （新設） 別表第 1（第 3 条、第 4 条関係） 1 建築物 略 2 小規模建築物 略 3 道路 略 3 の 2 特定道路 略 4 公園 略 5 公共交通施設 略 6 路外駐車場 略 備考 略 別表第 2 建築物に関する整備基準（第11条関係） <table> <tr> <th>整備項目</th><th>整備基準</th></tr> <tr> <td>1 移動等円滑化経路等</td><td>略</td></tr> <tr> <td>2 出入口</td><td>略</td></tr> <tr> <td>3 廊下等</td><td>略</td></tr> <tr> <td>4 階段</td><td>略</td></tr> <tr> <td>5 階段に代</td><td>略</td></tr> </table>	整備項目	整備基準	1 移動等円滑化経路等	略	2 出入口	略	3 廊下等	略	4 階段	略	5 階段に代	略
整備項目	整備基準																								
1 移動等円滑化経路等	現行のとおり																								
2 出入口	現行のとおり																								
3 廊下等	現行のとおり																								
4 階段	現行のとおり																								
5 階段に代	現行のとおり																								
整備項目	整備基準																								
1 移動等円滑化経路等	略																								
2 出入口	略																								
3 廊下等	略																								
4 階段	略																								
5 階段に代	略																								

改正後				改正前			
	わり、又はこれに併設する傾斜路				わり、又はこれに併設する傾斜路		
	6 エレベーター及びその乗降ロビー	現行のとおり			6 エレベーター及びその乗降ロビー	略	
	7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	現行のとおり			7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	略	
	8 便所	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は次に掲げるものとする。 <u>ア 出入口及び床面に段差を設けないこと。</u> <u>イ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</u> (2) <u>不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の数及び配置は、次に掲げるものとする。</u> ア 次に掲げる建築物における不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所<u>の数</u>は、これらの者が利用する階（イに掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。			8 便所	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は次に掲げるものとする。 ア 次に掲げる建築物における不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、これらの者が利用する階（イに掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。	

改正後			改正前		
		(ア) 病院又は診療所（<u>患者の収容施設を有するものに限る。</u>） (イ) 診療所（<u>患者の収容施設を有しないものに限る。</u>）のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ウ) 助産所、施術所又は 薬局（医薬品の販売業を併せて行うものを除く。）のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (エ) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 (オ) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設 (カ) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設 (キ) 学校その他これらに類する施設 (ク) 車両の<u>停車場</u>又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの (ケ) 自動車の<u>駐車</u>のための施設又は自動車の停留のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）のうち床面積の合計が500平方メートル以上のもの (コ) 自動車修理工場又は 自動車洗車場のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (サ) 自動車教習所のうち床面積の合計が			(ア) 病院又は診療所（<u>入院施設のあるものに限る。</u>） (イ) 診療所（<u>入院施設のないものに限る。</u>）のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ウ) 助産所、施術所又は 薬局（医薬品の販売業を併せて行うものを除く。）のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (エ) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 (オ) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設 (カ) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設 (キ) 学校その他これらに類する施設 (ク) 車両の<u>停留所</u>又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの (ケ) 自動車の<u>停車</u>のための施設又は自動車の停留のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）のうち床面積の合計が500平方メートル以上のもの (コ) 自動車修理工場又は 自動車洗車場のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (サ) 自動車教習所のうち床面積の合計が

改正後				改正前			
		1,000平方メートル以上のもの (シ) 給油取扱所のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ス) 公衆便所 (セ) 区民会館、区民センター又は区立地区会館 (ソ) 公会堂及び集会場・冠婚葬祭施設 （1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。）その他これらに類する施設 (タ) 集会場・冠婚葬祭施設（すべての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。）のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (チ) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ツ) 卸売市場のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの (テ) 飲食店のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ト) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ナ) 一般ガス事業、一般電気事業又は電気通信事業の用に供する営業所、学習				1,000平方メートル以上のもの (シ) 給油取扱所のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ス) 公衆便所 (セ) 区民会館、区民センター又は区立地区会館 (ソ) 公会堂及び集会場・冠婚葬祭施設 （1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。）その他これらに類する施設 (タ) 集会場・冠婚葬祭施設（すべての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。）のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (チ) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ツ) 卸売市場のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの (テ) 飲食店のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ト) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ナ) 一般ガス事業、一般電気事業又は電気通信事業の用に供する営業所、学習	

改正後			改正前		
		塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもののうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ニ) ホテル、旅館その他これらに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (ヌ) 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (ネ) 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設 (ノ) 展示場又はこれに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (ハ) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (ヒ) <u>キャバレー、料理店、ナイトクラブ又はダンスホールその他これらに類する施設</u>のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの <u>(フ)</u> 公衆浴場又はこれに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの <u>(ヘ)</u> 事務所（他の施設に附属するものを			塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもののうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ニ) ホテル、旅館その他これらに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (ヌ) 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (ネ) 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設 (ノ) 展示場又はこれに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (ハ) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (ヒ) <u>料理店</u>のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの <u>(フ)</u> <u>キャバレー、ナイトクラブ又はダンスホールのうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</u> <u>(ヘ)</u> 公衆浴場又はこれに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの <u>(ホ)</u> 事務所（他の施設に附属するものを

改正後			改正前		
		除く。)のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの <u>(ホ)</u> 工場（自動車修理工場を除く。）又はこれに類する施設のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの <u>(マ)</u> 公共用歩廊のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの <u>(ミ)</u> 地下街又はこれに類する施設のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの <u>(ム)</u> 複合施設のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの イ 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階として除くものは、次に掲げるものとする。 (ア) 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの (イ) 不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設けないことがやむ			除く。)のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの <u>(マ)</u> 工場（自動車修理工場を除く。）又はこれに類する施設のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの <u>(ミ)</u> 公共用歩廊のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの <u>(ム)</u> 地下街又はこれに類する施設のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの <u>(メ)</u> 複合施設のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの イ 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階として除くものは、次に掲げるものとする。 (ア) 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの (イ) 不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設けないことがやむ

改正後				改正前			
		を得ないと認められる階 ウ 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等が利用する上で支障がない位置に設けること。				を得ないと認められる階 ウ 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等が利用する上で支障がない位置に設けること。	
		<u>(3) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所には、次に掲げる車椅子使用者用便房（男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設けること。</u> <u>ア</u> 前号の規定により同号に規定する便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（次に掲げる<u>（ア）</u>の場合にあつては、<u>（ア）</u>に定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる<u>（イ）</u>の場合は、この限りでない。				<u>エ 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、出入口及び床面に段差を設けないこととし、並びに床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</u> <u>(2) 前号の規定により同号に規定する便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（次に掲げる<u>ア</u>の場合にあつては、<u>ア</u>に定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上<u>（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ1以上）</u>設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる<u>イ</u>の場合</u>	

改正後				改正前			
		<u>(ア)</u> 当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積の区分に応じ、次の<u>A</u>又は<u>B</u>に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける前号に規定する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該便所の数とすること。 <u>A</u> 便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下の場合 2 <u>B</u> 便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） <u>(イ)</u> 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。 <u>A</u> 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合 <u>B</u> 便所設置階の前号に規定する便所に設			は、この限りでない。 <u>ア</u> 当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積の区分に応じ、次の<u>(ア)</u>又は<u>(イ)</u>に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける前号に規定する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該便所の数とすること。 <u>(ア)</u> 便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下の場合 2 <u>(イ)</u> 便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） <u>イ</u> 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。 <u>(ア)</u> 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合 <u>(イ)</u> 便所設置階の前号に規定する便所に設		

改正後			改正前		
		けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の同号に規定する便所に設ける場合 <u>C</u> 次の <u>a</u> 又は <u>b</u> に掲げる便所設置階の区分に応じ、当該 <u>a</u> 又は <u>b</u> に定める場合 <u>a</u> 男子用の前号に規定する便所のみを設ける便所設置階 同号に規定する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、<u>(ア)</u> に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合 <u>b</u> 女子用の前号に規定する便所のみを設ける便所設置階 同号に規定する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、<u>(ア)</u> に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合 <u>D</u> 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（1,000平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用			けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の同号に規定する便所に設ける場合 <u>(ウ)</u> 次の <u>A</u> 又は <u>B</u> に掲げる便所設置階の区分に応じ、当該 <u>A</u> 又は <u>B</u> に定める場合 <u>A</u> 男子用の前号に規定する便所のみを設ける便所設置階 同号に規定する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、<u>ア</u> に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合 <u>B</u> 女子用の前号に規定する便所のみを設ける便所設置階 同号に規定する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、<u>ア</u> に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合 <u>(エ)</u> 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（1,000平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを

改正後			改正前		
		便房のみを設ける前号に規定する便所のみを設けるものを除く。)の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数)にア本文の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数 ((イ)Aに規定する施設が(イ)Aに規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房 (当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房) の数を差し引いた数) 以上の車椅子使用者用便房 (当該車椅子使用者用便房 (男子用の前号に規定する便所及び女子用の同号に規定する便所を設ける階に設けるものに限る。) に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房) を設ける場合 <u>イ 前号に定めるもののほか、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上は、車椅子使用者用便房を1以上設けること。</u> ウ 車椅子使用者用便房は、次に掲げる構造のものとする。 (ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置され			設ける前号 に規定する便所のみを設けるものを除く。) の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数) にこの号本文の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数 (イ (ア) に規定する施設がイ (ア) に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房 (当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房) の数を差し引いた数) 以上の車椅子使用者用便房 (当該車椅子使用者用便房 (男子用の前号に規定する便所及び女子用の同号に規定する便所を設ける階に設けるものに限る。) に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房) を設ける場合 ウ 車椅子使用者用便房は、次に掲げる構造のものとする。 (ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置され

改正後				改正前			
		ていること。 (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (ウ) <u>車椅子使用者用便房以外の便房</u>に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 (エ) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。				ていること。 (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (ウ) <u>一般用の便所</u>に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 (エ) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。 <u>(3) 前号に定めるもののほか、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。</u> <u>ア 便所内に、次に掲げる構造等の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</u> <u>(ア) 腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置すること。</u> <u>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</u> <u>(ウ) 車椅子使用者用便房は、車椅子使用者用便房以外の便房に近接し、分かりやすく、かつ、利用しやすい位置に設ける</u>	

改正後				改正前			
		<u>(4) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。</u> <u>ア</u> 便所内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 <u>イ</u> 便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 <u>ウ</u> 便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。）。) <u>エ</u> 便所内に車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上は、次			<u>こと。</u> <u>イ</u> 便所内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 <u>ウ</u> 便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 <u>エ</u> 便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。）。) <u>(4) 前号アからエまでの表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。)</u> <u>(5) 第2号又は第3号の便所内に車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、</u>		

改正後			改正前		
		に掲げる構造の便所とすること。 <u>(ア) 大便器は、1 以上を腰掛式の大便器とすること。</u> <u>(イ) (ア) の規定により設けられた大便器のある便所の 1 以上に、手すりを設けること。</u> <u>オ 便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち 1 以上は、次に掲げる構造の便所とすること。</u> <u>(ア) 小便器は、1 以上を床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。</u> <u>(イ) (ア) の規定により設けられた小便器の 1 以上の付近に、手すりを設けること。</u> <u>(5) 第 3 号ウ（エ）及び前号アからウまでの表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格 Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。）。</u>			そのうち 1 以上 <u>(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上)</u> は、次に掲げる構造の便所とすること。 <u>ア</u> 大便器は、1 以上を腰掛式の大便器とすること。 <u>イ ア</u> の規定により設けられた大便器のある便所の 1 以上に、手すりを設けること。 <u>(6) 第 2 号又は第 3 号の便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち 1 以上は、次に掲げる構造の便所とすること。</u> <u>ア</u> 小便器は、1 以上を床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。 <u>イ ア</u> の規定により設けられた小便器の 1 以上の付近に、手すりを設けること。
9	敷地内の通路	現行のとおり	9	敷地内の通路	略
10	駐車場	現行のとおり	10	駐車場	略
11	標識	現行のとおり	11	標識	略
12	案内設備	現行のとおり	12	案内設備	略

改正後			改正前		
13	案内設備 までの経路	現行のとおり	13	案内設備 までの経路	略
14	浴室及び シャワー室	現行のとおり	14	浴室及び シャワー室	略
15	洗面所等	現行のとおり	15	洗面所等	略
16	更衣室及 び脱衣室	現行のとおり	16	更衣室及 び脱衣室	略
17	宿泊施設 の客室	現行のとおり	17	宿泊施設 の客室	略
18	観覧席及 び客席	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げるものとする。 <u>(1) 車椅子使用者用部分の数は、次に掲げるものとする。</u> <u>ア 当該観覧席又は客席の各階には、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める数以上の車椅子使用者用部分を設けること。</u> <u>(ア) 当該階に設ける座席の数が266以下の場合 2</u> <u>(イ) 当該階に設ける座席の数が266を超える場合 当該座席の数に400分の3を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u>	18	観覧席及 び客席	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げるものとする。 <u>(1) 車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとしてアに掲げる区分に応じ、当該区分に定める数以上のイに掲げる基準に適合する場所を設けること。</u>

改正後		改正前	
	<u>イ 当該観覧席又は客席には、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める数以上の車椅子使用者用部分を設けること。</u> (ア) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が100以下の場合 2 (イ) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が100を超え、200以下の場合 当該座席の数の50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） (ウ) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が200を超える場合 当該座席の数の100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数 <u>(2) 車椅子使用者用部分</u>の基準は、次に掲げるものとする。 <u>ア</u> 幅は90センチメートル以上とすること。 <u>イ</u> 奥行きは、135センチメートル以上とすること。 <u>ウ</u> 床は、平らとすること。 <u>エ</u> 車椅子使用者のサイトライン（可視線）に配慮した位置に設けること。 <u>オ 各車椅子使用者用部分に対して、それぞれ1以上の同伴者用の座席又はスペースを、当該車椅子使用者用部分の横に隣接し</u>		<u>ア 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の数は、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定めるものとする。</u> (ア) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が100以下の場合 2 (イ) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が100を超え、200以下の場合 当該座席の数の50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） (ウ) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が200を超える場合 当該座席の数の100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数 <u>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所</u>の基準は、次に掲げるものとする。 <u>(ア)</u> 幅は90センチメートル以上とすること。 <u>(イ)</u> 奥行きは、135センチメートル以上とすること。 <u>(ウ)</u> 床は、平らとすること。 <u>(エ)</u> 車椅子使用者のサイトライン（可視線）に配慮した位置に設けること。 <u>(オ) 同伴者用の座席又はスペースを車椅子使用者が円滑に利用することができる場所に隣接して設けること。</u>

改正後				改正前			
		<u>て設けること。</u> <u>カ 2以上の車椅子使用者用部分を横に隣接して設けること。この場合において、車椅子使用者用部分の間に設けられるものがオの同伴者用の座席又はスペースのみであるときは、当該車椅子使用者用部分は、隣接しているものとみなす。</u> <u>(3) 車椅子使用者用部分の位置は、次に掲げるものとする。</u> <u>ア 当該階に設ける座席の数が400を超える場合 車椅子使用者用部分の間（前号オ及びカの規定により隣接させた車椅子使用者用部分の間を除く。）のうち1以上に縦通路が存するよう分散すること。</u> <u>イ 当該階に設ける座席の数が1,000を超える場合 アに定めるところによるほか、車椅子使用者用部分の間のうち1以上に横通路が存するよう分散すること。この場合において、同一の横通路に接して複数の車椅子使用者用部分を設けたものにあつては、分散していないものとみなす。</u> <u>(4) 集団補聴設備等の高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備又は装置を設置す</u>				(新設) (新設) (2) <u>車椅子使用者が円滑に利用することができる場所は、観覧席又は客席に設ける座席の数が200を超える場合には、2箇所以上に分散して設けること。</u> (3) <u>集団補聴設備等の高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備又は装置を設置す</u>	

改正後			改正前		
		ること。			ること。
19	公共的通路	現行のとおり	19	公共的通路	略
20	光警報装置	便所、授乳室、宿泊施設の客室、更衣室又は貸し会議室を設ける場合には、自動火災報知機と連動した光警報装置をこれらの部屋ごとに1以上設け、その旨を表示すること。 <u>なお、表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする</u> こと（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。	20	光警報装置	便所、授乳室、宿泊施設の客室、更衣室又は貸し会議室を設ける場合には、自動火災報知機と連動した光警報装置をこれらの部屋ごとに1以上設け、その旨を表示すること。
備考			備考		
1 この表は、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用する。			1 この表は、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用する。		
2 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により9の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号アの規定の適用については、同号ア中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。			2 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により9の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号アの規定の適用については、同号ア中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。		
別表第3 建築物に関する遵守基準（第11条関係）			別表第3 建築物に関する遵守基準（第11条関係）		
	整備項目	遵守基準		整備項目	遵守基準
1	移動等円滑化経路等	現行のとおり	1	移動等円滑化経路等	略
2	出入口	現行のとおり	2	出入口	略
3	廊下等	現行のとおり	3	廊下等	略
4	階段	現行のとおり	4	階段	略
5	階段に代わり、又はこれに併設	現行のとおり	5	階段に代わり、又はこれに併設	略

改正後			改正前		
	する傾斜路			する傾斜路	
6	エレベーター及びその乗降ロビー	現行のとおり	6	エレベーター及びその乗降ロビー	略
7	特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	現行のとおり	7	特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	略
8	便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（以下この項において「不特定多数利用便所」という。）は、次に掲げるものとする。 <u>ア 出入口及び床面に段差を設けないこと</u> <u>イ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</u> <u>(2) 不特定多数利用便所の数及び配置は、次に掲げるものとする。</u> ア 次に掲げる建築物における不特定多数利用便所<u>の数</u>は、これらの者が利用する階（イに掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。 (ア) 病院又は診療所（<u>患者の収容施設を有するものに限る。</u>） (イ) 診療所（<u>患者の収容施設を有しないものに限る。</u>）のうち床面積の合計が200平方メートル	8	便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（以下この項において「不特定多数利用便所」という。）は、次に掲げるものとする。 ア 次に掲げる建築物における不特定多数利用便所は、これらの者が利用する階（イに掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。 (ア) 病院又は診療所（<u>入院施設のあるものに限る。</u>） (イ) 診療所（<u>入院施設のないものに限る。</u>）のうち床面積の合計が200平方メートル

改正後				改正前			
		方メートル以上のもの (ウ) 助産所、施術所、薬局（医薬品の販売業を併せて行うものを除く。）のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (エ) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 (オ) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設 (カ) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設 (キ) 学校その他これらに類する施設 (ク) 車両の<u>停車場</u>又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの (ケ) 自動車の<u>駐車</u>のための施設又は自動車の停留のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）うち床面積の合計が500平方メートル以上のもの (コ) 自動車修理工場、自動車洗車場のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (サ) 自動車教習所のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (シ) 給油取扱所のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ス) 公衆便所 (セ) 区民会館、区民センター又は区立地			ル以上のもの (ウ) 助産所、施術所、薬局（医薬品の販売業を併せて行うものを除く。）のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (エ) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 (オ) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設 (カ) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設 (キ) 学校その他これらに類する施設 (ク) 車両の<u>停留所</u>又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの (ケ) 自動車の<u>停車</u>のための施設又は自動車の停留のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）うち床面積の合計が500平方メートル以上のもの (コ) 自動車修理工場、自動車洗車場のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (サ) 自動車教習所のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (シ) 給油取扱所のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ス) 公衆便所 (セ) 区民会館、区民センター又は区立地		

改正後				改正前			
		区会館 (ソ) 公会堂及び集会場・冠婚葬祭施設 （１の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。）その他これらに類する施設 (タ) 集会場・冠婚葬祭施設（すべての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。）のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (チ) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ツ) 卸売市場のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの (テ) 飲食店のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ト) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ナ) 一般ガス事業、一般電気事業又は電気通信事業の用に供する営業所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもののうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ニ) ホテル、旅館その他これらに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの				区会館 (ソ) 公会堂及び集会場・冠婚葬祭施設 （１の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。）その他これらに類する施設 (タ) 集会場・冠婚葬祭施設（すべての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。）のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (チ) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ツ) 卸売市場のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの (テ) 飲食店のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ト) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ナ) 一般ガス事業、一般電気事業又は電気通信事業の用に供する営業所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもののうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ニ) ホテル、旅館その他これらに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの	

改正後				改正前			
		(ヌ) 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (ネ) 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設 (ノ) 展示場又はこれに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (ハ) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (ヒ) <u>キャバレー、料理店、ナイトクラブ又はダンスホールその他これらに類する施設</u>のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの <u>(フ)</u> 公衆浴場又はこれに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの <u>(ヘ)</u> 事務所（他の施設に附属するものを除く。）のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの <u>(ホ)</u> 工場（自動車修理工場を除く。）又はこれに類する施設のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの <u>(マ)</u> 公共用歩廊のうち床面積の合計が			(ヌ) 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (ネ) 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設 (ノ) 展示場又はこれに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (ハ) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (ヒ) 料理店のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの <u>(フ) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールのうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</u> <u>(ヘ)</u> 公衆浴場又はこれに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの <u>(ホ)</u> 事務所（他の施設に附属するものを除く。）のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの <u>(マ)</u> 工場（自動車修理工場を除く。）又はこれに類する施設のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの <u>(ミ)</u> 公共用歩廊のうち床面積の合計が		

改正後				改正前			
		2,000平方メートル以上のもの <u>(ミ)</u> 地下街又はこれに類する施設のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの <u>(ム)</u> 複合施設のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの イ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階として除くものは、次に掲げるものとする。こと。 (ア) 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの (イ) 不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等（別表第1の1の部及び2の部の公共的施設のうち高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第19号に定める特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条第1号に定める公立小学校等を除く。）その他これらに類する施設でない施設にあっては多数の者）（以下この項において「不特定多数の者等」という。）が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階				2,000平方メートル以上のもの <u>(ム)</u> 地下街又はこれに類する施設のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの <u>(メ)</u> 複合施設のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの イ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階として除くものは、次に掲げるものとする。こと。 (ア) 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの (イ) 不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等（別表第1の1の部及び2の部の公共的施設のうち高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第19号に定める特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条第1号に定める公立小学校等を除く。）その他これらに類する施設でない施設にあっては多数の者）（以下この項において「不特定多数の者等」という。）が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階	

改正後		改正前	
	ウ 不特定多数利用便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定多数の者等が利用する上で支障がない位置に設けること (3) 不特定多数利用便所には、次に掲げる車椅子使用者用便房（男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設けること。 <u>ア</u> 前号の規定により不特定多数利用便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（次に掲げる<u>(ア)</u>の場合にあっては、<u>(ア)</u>に定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる<u>(イ)</u>の場合は、この限りでない。 <u>(ア)</u> 当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積の区分に応じ、次の<u>A又はB</u>に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける不特定		ウ 不特定多数利用便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定多数の者等が利用する上で支障がない位置に設けること <u>エ 不特定多数利用便所は、出入口及び床面に段差を設けないこととし、並びに床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</u> <u>(2)</u> 前号の規定により不特定多数利用便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（次に掲げる<u>ア</u>の場合にあっては、<u>ア</u>に定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上<u>(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)</u>設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる<u>イ</u>の場合は、この限りでない。 <u>ア</u> 当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積の区分に応じ、次の<u>(ア)又は(イ)</u>に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける

改正後		改正前	
	多数利用便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該不特定多数利用便所の数とすること。 <u>A</u> 便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下の場合 2 <u>B</u> 便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） <u>(イ)</u> 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。 <u>A</u> 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合 <u>B</u> 便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合 <u>C</u> 次の<u>a又はb</u>に掲げる便所設置階の区分に応じ、当該<u>a又はb</u>に定める場合		不特定多数利用便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該不特定多数利用便所の数とすること。 <u>(ア)</u> 便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下の場合 2 <u>(イ)</u> 便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） <u>イ</u> 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。 <u>(ア)</u> 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合 <u>(イ)</u> 便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合 <u>(ウ)</u> 次の<u>A又はB</u>に掲げる便所設置階の区分に応じ、当該<u>A又はB</u>に定める場合

改正後				改正前			
		<u>a</u> 男子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、<u>(ア)</u>に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合 <u>b</u> 女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、<u>(ア)</u>に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合 <u>D</u> 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（1,000平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）に<u>ア本文</u>の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設			<u>A</u> 男子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、<u>ア</u>に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合 <u>B</u> 女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、<u>ア</u>に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合 <u>(エ)</u> 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（1,000平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）に<u>この号本文</u>の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者		

改正後				改正前			
		けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（<u>イ</u>）<u>A</u>に規定する施設が<u>イ</u>）<u>A</u>に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合 <u>イ 前号に定めるもののほか、不特定多数利用便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上は、車椅子使用者用便房を1以上設けること。</u> ウ 車椅子使用者用便房は、次に掲げる構造のものとする。 （ア）腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 （イ）車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 （ウ）車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。			用便房の数を加えた数（<u>イ</u>（<u>ア</u>）に規定する施設が<u>イ</u>（<u>ア</u>）に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合 ウ 車椅子使用者用便房は、次に掲げる構造のものとする。 （ア）腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 （イ）車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 （ウ）車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。		

改正後				改正前			
		<u>(4) 不特定多数利用便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。</u> <u>ア</u> 便所内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 <u>イ</u> 次に掲げる建築物で(ア)から(サ)までについては床面積の合計が200平方メートル以上のもの、(シ)から(タ)までについては床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの、(チ)については床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの、(ツ)につ			<u>(3) 前号に定めるもののほか、不特定多数利用便所を設ける場合は、当該便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。</u> <u>ア</u> 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 <u>(ア)</u> 腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置すること。 <u>(イ)</u> 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。		
					<u>イ</u> 便所内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 <u>ウ</u> 次に掲げる建築物で(ア)から(サ)までについては床面積の合計が200平方メートル以上のもの、(シ)から(タ)までについては床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの、(チ)については床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの、(ツ)については区		

改正後				改正前			
		いては区長が別に定めるものの便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 (ア) 病院、診療所、助産所、施術所その他これらに類する施設 (イ) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 (ウ) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設 (エ) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設 (オ) 学校 (カ) 公会堂及び集会場・冠婚葬祭施設 （1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。）その他これらに類する施設 (キ) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 (ク) 飲食店 (ケ) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 (コ) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの (サ) 博物館、美術館、図書館その他これ			長が別に定めるものの便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 (ア) 病院、診療所、助産所、施術所その他これらに類する施設 (イ) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 (ウ) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設 (エ) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設 (オ) 学校 (カ) 公会堂及び集会場・冠婚葬祭施設 （1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。）その他これらに類する施設 (キ) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 (ク) 飲食店 (ケ) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 (コ) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの (サ) 博物館、美術館、図書館その他これ		

改正後				改正前			
		らに類する施設 (シ) ホテル、旅館その他これらに類する施設 (ス) 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設 (セ) 展示場又はこれに類する施設 (ソ) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する施設 (タ) 集会場・冠婚葬祭施設（すべての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。） (チ) 地下街又はこれに類する施設 (ツ) 複合施設 <u>ウ</u> <u>イ</u>に掲げる建築物で(ア)から(タ)までについては床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの、(チ)については床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの、(ツ)については区長が別に定めるものの便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。）。				らに類する施設 (シ) ホテル、旅館その他これらに類する施設 (ス) 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設 (セ) 展示場又はこれに類する施設 (ソ) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する施設 (タ) 集会場・冠婚葬祭施設（すべての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。） (チ) 地下街又はこれに類する施設 (ツ) 複合施設 <u>エ</u> <u>ウ</u>に掲げる建築物で(ア)から(タ)までについては床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの、(チ)については床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの、(ツ)については区長が別に定めるものの便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。）。 <u>(4) 前号アからエまでの表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格 Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。）。</u>	

改正後			改正前		
		<u>エ</u> 便所内に車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。 <u>(ア)</u> 大便器は、1以上を腰掛式の大便器とすること。 <u>(イ)</u> <u>(ア)</u>の規定により設けられた大便器のある便房の1以上に、手すりを設けること。 <u>オ</u> 便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。 <u>(ア)</u> 小便器は、1以上を床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。 <u>(イ)</u> <u>(ア)</u>の規定により設けられた小便器の1以上の付近に、手すりを設けること。 <u>(5) 第3号ウ（ウ）及び前号アからウまでの表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。</u>			<u>(5) 第2号又は第3号の</u>便所内に車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上<u>（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）</u>は、次に掲げる構造の便所とすること。 <u>ア</u> 大便器は、1以上を腰掛式の大便器とすること。 <u>イ ア</u>の規定により設けられた大便器のある便房の1以上に、手すりを設けること。 <u>(6) 第2号又は第3号の</u>便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。 <u>ア</u> 小便器は、1以上を床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。 <u>イ ア</u>の規定により設けられた小便器の1以上の付近に、手すりを設けること。
9	敷地内の通路	現行のとおり	9	敷地内の通路	略
10	駐車場	現行のとおり	10	駐車場	略

改正後			改正前		
11	標識	現行のとおり	11	標識	略
12	案内設備	現行のとおり	12	案内設備	略
13	案内設備 までの経路	現行のとおり	13	案内設備 までの経路	略
14	浴室及び シャワー室	現行のとおり	14	浴室及び シャワー室	略
15	宿泊施設 の客室	現行のとおり	15	宿泊施設 の客室	略
16	観覧席及 び客席	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げるものとする。 (1) <u>車椅子使用者用部分の数は、次に掲げるものとする。</u> ア <u>当該観覧席又は客席の各階には、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める数以上の車椅子使用者用部分を設けること。</u> (ア) 当該<u>階</u>に設ける座席の数が<u>266</u>以下の場合 2 (イ) 当該<u>階</u>に設ける座席の数が<u>266</u>を超える場合 当該座席の数の<u>400分の3</u>を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） <u>(2) 車椅子使用者用部分の基準は、次に掲げるものとする。</u> <u>ア</u> 幅は、90センチメートル以上とするこ	16	観覧席及 び客席	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げるものとする。 (1) <u>アに掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める数以上のイに掲げる基準に適合する車椅子使用者用部分を設けること。</u> ア <u>車椅子使用者用部分の数は、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定めるものとすること。</u> (ア) 当該<u>観覧席又は客席</u>に設ける座席の数が<u>400</u>以下の場合 2 (イ) 当該<u>観覧席又は客席</u>に設ける座席の数が<u>400</u>を超える場合 当該座席の数の<u>200分の1</u>を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） <u>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の基準は、次に掲げるものとする。</u> <u>(ア)</u> 幅は、90センチメートル以上とするこ

改正後				改正前			
		と。 <u>イ</u> 奥行きは、135センチメートル以上とすること。 <u>ウ</u> 床は、平らとすること。 <u>エ</u> 車椅子使用者のサイトライン（可視線）に配慮した位置に設けること。 <u>オ</u> 各車椅子使用者用部分に対して、それぞれ1以上の同伴者用の座席又はスペースを、当該車椅子使用者用部分の横に隣接して設けること。 <u>カ</u> 2以上の車椅子使用者用部分を横に隣接して設けること。この場合において、車椅子使用者用部分の間に設けられるものがオの同伴者用の座席又はスペースのみであるときは、当該車椅子使用者用部分は、隣接しているものとみなす。 <u>(3) 車椅子使用者用部分の位置は、次に掲げるものとする。</u> <u>ア</u> 当該階に設ける座席の数が400を超える場合 車椅子使用者用部分の間（前号オ及びカの規定により隣接させた車椅子使用者用部分の間を除く。）のうち1以上に縦通路が存するよう分散すること。 <u>イ</u> 当該階に設ける座席の数が1,000を超える場合 アに定めるところによるほか、車椅子使用者用部分の間のうち1以上に横通路が存するよう分散すること。この場合において、同一の横通路に接して複			と。 <u>(イ)</u> 奥行きは、135センチメートル以上とすること。 <u>(ウ)</u> 床は、平らとすること。 <u>(エ)</u> 車椅子使用者のサイトライン（可視線）に配慮した位置に設けること。 (新設) (新設) (新設)		

改正後			改正前		
		<u>数の車椅子使用者用部分を設けたものにあっては、分散していないものとみなす。</u> <u>(4)</u> 集団補聴設備等の高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備又は装置を設置すること。			<u>(2)</u> 集団補聴設備等の高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備又は装置を設置すること。
17	公共的通路	現行のとおり	17	公共的通路	略
備考			備考		
1 この表は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用する。			1 この表は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用する。		
2 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により 9 の項第 2 号の定めによることが困難である場合における 1 の項第 1 号アの規定の適用については、同号ア中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。			2 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により 9 の項第 2 号の定めによることが困難である場合における 1 の項第 1 号アの規定の適用については、同号ア中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。		
別表第 4 から別表第 11 現行のとおり			別表第 4 から別表第 11 略		
別表第 12 集合住宅に関する整備基準（第 11 条関係）			別表第 12 集合住宅に関する整備基準（第 11 条関係）		
整備項目	整備基準		整備項目	整備基準	
1 特定経路等	現行のとおり		1 特定経路等	略	
2 出入口	現行のとおり		2 出入口	略	
3 廊下等	現行のとおり		3 廊下等	略	
4 階段	現行のとおり		4 階段	略	
5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	現行のとおり		5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	略	
6 エレベーター	現行のとおり		6 エレベーター	略	

改正後			改正前		
	ター及びその乗降ロビー			ター及びその乗降ロビー	
7	特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	現行のとおり	7	特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	略
8	便所	(1) 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものとする。 <u>ア 出入口及び床面に段差を設けないこと</u> <u>イ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</u> <u>(2) 多数の者が利用する便所の数及び配置は、次に掲げるものとする。</u> ア 次に掲げる集合住宅において、多数の者が利用する便所の数は、多数の者が利用する階（イに掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。 (ア) 共同住宅のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (イ) 長屋、寮又は 宿舍のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの イ アの多数の者が利用する階として除くものは、次に掲げるものとする。 (ア) 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、多数の者が利用する便所を1以上設	8	便所	(1) 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものとする。 ア 次に掲げる集合住宅において、多数の者が利用する便所の数は、多数の者が利用する階（イに掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。 (ア) 共同住宅のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (イ) 長屋、寮又は 宿舍のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの イ アの多数の者が利用する階として除くものは、次に掲げるものとする。 (ア) 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、多数の者が利用する便所を1以上設

改正後				改正前			
		ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの (イ) 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階 ウ 多数の者が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の多数の者が利用する上で支障がない位置に設けること。				ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの (イ) 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階 ウ 多数の者が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の多数の者が利用する上で支障がない位置に設けること。 <u>エ 多数の者が利用する便所は、出入口及び床面に段差を設けないこととし、並びに床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</u>	
		<u>(3) 多数の者が利用する便所には、次に掲げる車椅子使用者用便房（男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設けること。</u> <u>ア</u> 前号の規定により多数の者が利用する便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（次に掲げる <u>(ア)</u> の場合にあつては、<u>(ア)</u> に定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる <u>(イ)</u> の場合は、この限りでない。				<u>(2)</u> 前号の規定により多数の者が利用する便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（次に掲げる <u>ア</u> の場合にあつては、<u>ア</u> に定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上 <u>(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ1以上)</u> 設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上	

改正後				改正前			
		<u>(ア)</u> 当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積の区分に応じ、次の<u>A又はB</u>に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける多数の者が利用する便所（車椅子利用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該多数の者が利用する便所の数とすること。 <u>A</u> 便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下の場合 2 <u>B</u> 便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） <u>(イ)</u> 車椅子使用者が車椅子利用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。 <u>A</u> 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子利用者用便房を1以上（当該車椅子利用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する			で支障がないものとして次に掲げる<u>イ</u>の場合は、この限りでない。 <u>ア</u> 当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積の区分に応じ、次の<u>(ア)又は(イ)</u>に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける多数の者が利用する便所（車椅子利用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該多数の者が利用する便所の数とすること。 <u>(ア)</u> 便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下の場合 2 <u>(イ)</u> 便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） <u>イ</u> 車椅子使用者が車椅子利用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。 <u>(ア)</u> 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子利用者用便房を1以上（当該車椅子利用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある		

改正後				改正前			
		位置にある場合 B 便所設置階の多数の者が利用する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合 C 次の a 又は b に掲げる便所設置階の区分に応じ、当該 a 又は b に定める場合 a 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち 1 以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、(ア) に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を 1 以上設ける場合 b 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち 1 以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、(ア) に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を 1 以上設ける場合 D 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の 1 を乗じて得た数（その数に 1			場合 (イ) 便所設置階の多数の者が利用する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合 (ウ) 次の A 又は B に掲げる便所設置階の区分に応じ、当該 A 又は B に定める場合 A 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち 1 以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、ア に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を 1 以上設ける場合 B 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち 1 以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、ア に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を 1 以上設ける場合 (エ) 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の		

改正後		改正前	
	未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（1,000平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあつては、当該階数に相当する数）にア本文の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（イ）Aに規定する施設が（イ）Aに規定する位置にある場合にあつては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合 <u>イ 前号に定めるもののほか、多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上は、車椅子使用者用便房を1以上設けること。</u> ウ 車椅子使用者用便房は次に掲げる構造の		端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（1,000平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあつては、当該階数に相当する数）にこの号本文の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（イ（ア）に規定する施設がイ（ア）に規定する位置にある場合にあつては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合 ウ 車椅子使用者用便房は次に掲げる構造の

改正後				改正前			
		ものとする。 (ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (ウ) <u>車椅子使用者用便房以外の便房</u>に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 (エ) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。				ものとする。 (ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (ウ) <u>一般用の便所</u>に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 (エ) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。 <u>(3) 前号に定めるもののほか、多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。</u> <u>ア 便所内に、次に掲げる構造等の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</u> <u>(ア) 腰掛式の大便秘器、手すり等を適切に配置すること。</u> <u>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</u> <u>(ウ) 車椅子使用者用便房は、車椅子使用者用便房以外の便房に近接し、分かりやすく、かつ、利用しやすい位置に設けるこ</u>	

改正後		改正前	
	<u>(4) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。</u> <u>ア</u> 便所（床面積の合計が1,000平方メートル以上の場合に限る。）内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 <u>イ</u> 便所内に、車椅子利用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。 <u>(ア)</u> 大便器は、1以上を腰掛式の大便器とすること。 <u>(イ) (ア)</u> の規定により設けられた大便器のある便房の1以上に、手すりを設けること。 <u>ウ</u> 便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。		<u>と。</u> <u>イ</u> 便所（床面積の合計が1,000平方メートル以上の場合に限る。）内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 <u>(4) 前号ア及びイの表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。</u> <u>(5) 第1号の</u>便所内に、車椅子利用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上<u>(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)</u>は、次に掲げる構造の便所とすること。 <u>ア</u> 大便器は、1以上を腰掛式の大便器とすること。 <u>イ</u> <u>ア</u>の規定により設けられた大便器のある便房の1以上に、手すりを設けること。 <u>(6) 第1号の</u>便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。

改正後			改正前		
		<u>(ア)</u> 小便器は、1 以上を床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。 <u>(イ) (ア)</u> の規定により設けられた小便器の1 以上の付近に、手すりを設けること。 <u>(5) 第3号ウ(エ) 及び前号アの表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格 Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。）。</u>			<u>ア</u> 小便器は、1 以上を床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。 <u>イ ア</u> の規定により設けられた小便器の1 以上の付近に、手すりを設けること。
9	浴室及びシャワー室	現行のとおり	9	浴室及びシャワー室	略
10	敷地内の通路	現行のとおり	10	敷地内の通路	略
11	駐車場	現行のとおり	11	駐車場	略
12	標識	現行のとおり	12	標識	略
13	案内設備	現行のとおり	13	案内設備	略
14	案内設備までの経路	現行のとおり	14	案内設備までの経路	略
15	公共的通路	現行のとおり	15	公共的通路	略
備考			備考		
1 この表は、多数の者が利用する部分について適用する。 2 特定経路等を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により10の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号アの規定の適用については、同号ア中「道等」とあるのは、「当該集合住宅の車寄せ」とする。			1 この表は、多数の者が利用する部分について適用する。 2 特定経路等を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により10の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号アの規定の適用については、同号ア中「道等」とあるのは、「当該集合住宅の車寄せ」とする。		

改正後		改正前	
別表第13 集合住宅に関する遵守基準（第11条関係）		別表第13 集合住宅に関する遵守基準（第11条関係）	
整備項目	遵守基準	整備項目	遵守基準
1 特定経路	現行のとおり	1 特定経路	略
2 出入口	現行のとおり	2 出入口	略
3 廊下等	現行のとおり	3 廊下等	略
4 階段	現行のとおり	4 階段	略
5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	現行のとおり	5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	略
6 エレベーター及びその乗降ロビー	現行のとおり	6 エレベーター及びその乗降ロビー	略
7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	現行のとおり	7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	略
8 便所	（1）多数の者が利用する便所<u>の床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</u> （2）多数の者が利用する便所の数及び配置は、<u>次に掲げるものとする。</u> ア 次に掲げる集合住宅において、多数の者が利用する便所の数は、多数の者が利用する階（イに掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。	8 便所	（1）多数の者が利用する便所は、<u>次に掲げるものとする。</u> ア 次に掲げる集合住宅において、多数の者が利用する便所の数は、多数の者が利用する階（イに掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。

改正後		改正前	
	(ア) 同住宅のうち床面積の合計が 1,000 平方メートル以上のもの (イ) 長屋、寮、宿舍のうち床面積の合計が 2,000 平方メートル以上のもの イ アの多数の者が利用する階として除くものは、次に掲げるものとする。 (ア) 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、多数の者が利用する便所を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの (イ) 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階 ウ 多数の者が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の多数の者が利用する上で支障がない位置に設けること。 <u>(3) 多数の者が利用する便所には、次に掲げる車椅子使用者用便房（男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設けること。</u> <u>ア</u> 前号の規定により多数の者が利用する便所を設ける階（以下この項において「便所		(ア) 同住宅のうち床面積の合計が 1,000 平方メートル以上のもの (イ) 長屋、寮、宿舍のうち床面積の合計が 2,000 平方メートル以上のもの イ アの多数の者が利用する階として除くものは、次に掲げるものとする。 (ア) 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、多数の者が利用する便所を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの (イ) 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階 ウ 多数の者が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の多数の者が利用する上で支障がない位置に設けること。 <u>エ 多数の者が利用する便所の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる</u> <u>こと。</u> <u>(2)</u> 前号の規定により多数の者が利用する便所を設ける階（以下この項において「便所

改正後		改正前	
	設置階」という。)においては、当該便所のうち1以上(次に掲げる <u>(ア)</u> の場合にあつては、<u>(ア)</u> に定める数以上)に、車椅子使用者用便房を1以上設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる <u>(イ)</u> の場合は、この限りでない。 <u>(ア)</u> 当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあつては、当該床面積の区分に応じ、次の <u>A又はB</u> に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける多数の者が利用する便所(車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。)の数をを超える場合にあつては、当該多数の者が利用する便所の数とする。 <u>A</u> 便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下の場合 2 <u>B</u> 便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) <u>(イ)</u> 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次の		設置階」という。)においては、当該便所のうち1以上(次に掲げる <u>ア</u> の場合にあつては、<u>ア</u> に定める数以上)に、車椅子使用者用便房を1以上 <u>(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ1以上)</u> 設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる <u>イ</u> の場合は、この限りでない。 <u>ア</u> 当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあつては、当該床面積の区分に応じ、次の <u>(ア)又は(イ)</u> に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける多数の者が利用する便所(車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。)の数をを超える場合にあつては、当該多数の者が利用する便所の数とする。 <u>(ア)</u> 便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下の場合 2 <u>(イ)</u> 便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) <u>イ</u> 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のい

改正後				改正前			
		いずれかに該当するものとする。 <u>A</u> 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合 <u>B</u> 便所設置階の多数の者が利用する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合 <u>C</u> 次の <u>a 又は b</u> に掲げる便所設置階の区分に応じ、当該 <u>a 又は b</u> に定める場合 <u>a</u> 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、<u>(ア)</u> に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合 <u>b</u> 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、<u>(ア)</u> に掲げる場合			ずれかに該当するものとする。 <u>(ア)</u> 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合 <u>(イ)</u> 便所設置階の多数の者が利用する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合 <u>(ウ)</u> 次の <u>A 又は B</u> に掲げる便所設置階の区分に応じ、当該 <u>A 又は B</u> に定める場合 <u>A</u> 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、<u>ア</u> に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合 <u>B</u> 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、<u>ア</u> に掲げる場合の		

改正後		改正前	
	の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上)に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合 <u>D</u> 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)(1,000平方メートル未満の便所設置階(車椅子使用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所のみを設けるものを除く。)の階数に相当する数を超える場合にあつては、当該階数に相当する数)にア本文の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数((イ)Aに規定する施設が(イ)Aに規定する位置にある場合にあつては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房)の数を差し引いた数)以上の車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房(男子用の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する便所を設ける階に設けるものに限る。))に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつて		区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上)に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合 <u>(エ)</u> 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)(1,000平方メートル未満の便所設置階(車椅子使用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所のみを設けるものを除く。)の階数に相当する数を超える場合にあつては、当該階数に相当する数)にこの号本文の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数(イ(ア)に規定する施設がイ(ア)に規定する位置にある場合にあつては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房)の数を差し引いた数)以上の車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房(男子用の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する便所を設ける階に設けるものに限る。))に男子用及び女子用の区別を設ける場合

改正後				改正前			
		は、それぞれの車椅子使用者用便房) を設ける場合 <u>イ 前号に定めるもののほか、多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上は、車椅子使用者用便房を1以上設けること。</u> ウ 車椅子使用者用便房は次に掲げる構造のものとする。 (ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 <u>(4) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。</u> <u>ア 便所（床面積の合計が1,000平方メートル以上の場合に限る。）内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設</u>			にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房) を設ける場合 ウ 車椅子使用者用便房は次に掲げる構造のものとする。 (ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 <u>(3) 前号に定めるもののほか、多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。</u> <u>ア 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。</u> <u>(ア) 腰掛式の大便秘器、手すり等を適切に配置すること。</u> <u>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</u> <u>イ 便所（床面積の合計が1,000平方メートル以上の場合に限る。）内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設</u>		

改正後			改正前		
		けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 <u>イ</u> 便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上を床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。			けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 <u>(4) 第2号又は第3号の便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。</u> <u>ア 小便器は、1以上</u> を床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。
9	浴室及びシャワー室	現行のとおり	9	浴室及びシャワー室	略
10	敷地内の通路	現行のとおり	10	敷地内の通路	略
11	駐車場	現行のとおり	11	駐車場	略
12	標識	現行のとおり	12	標識	略
13	案内設備	現行のとおり	13	案内設備	略
14	公共的通路	現行のとおり	14	公共的通路	略
備考			備考		
1 この表は、多数の者が利用する部分について適用する。			1 この表は、多数の者が利用する部分について適用する。		
2 特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により10の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号の規定の適用については、同号中「道等」とあるのは、「当該集合住宅の車寄せ」とする。			2 特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により10の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号の規定の適用については、同号中「道等」とあるのは、「当該集合住宅の車寄せ」とする。		